C

ALENEWS

NO.15

2004.10.22

法政国際教育協力研究センター長

Center for Asian Legal Exchange

名古屋大学法政国際教育協力研究センターニューズレター

発行 名古屋大学法政国際教育協力研究センター 〒 464-8601 名古屋市千種区不老町 / TEL 052-789-2325 / FAX 052-789-4902 URL http://cab.nomobg.nagoya-u.ac.jp

国際シンポジウム「法学における国際協力と比較法学の課題体制移行国に対する法整備支援をとおして 」の開催について



大学院法学研究科教授
杉浦 一孝

本年5月29日、私たちが進めて いる文部科学省科学研究費特定領 域研究「アジア法整備支援」プロ

ジェクトは、中央大学の後楽園キャンパスにおいて、国際シンポジウム「法学における国際協力と比較法学の課題 体制移行国に対する法整備支援をとおして 」を開催しました。このシンポジウムは、経済の領域だけでなく、法の領域でも急速に進行しているグローバル化、それに対応するかたちで「法学における国際協力」のもとで各国で進められている国内法の整備ないしは再編という法の世界における新しい動向を比較法学はどのように受けとめるべきかを課題とし、比較法学会の後援を受け

ながら、日本学術会議(比較法学研究連絡委員会・民事法学研究連絡委員会)との共催で開いたものです。外国から招へいした報告者およびその報告テーマは、次のとおりです(報告順)

- 1 ロバート・ゴールドマン教授 (米国のアメリカン大学) 「体制移行国における法改革 の促進のための米国および国 際金融機関の努力からの教訓 についての若干の意見」
- 2 マーチン・ラウ助教授(英国 のロンドン大学)「アフガニ スタンの法制度の再建におけ るイスラームの役割」

- 3 ペネロピ・ニコルソン助教授(オーストラリアのメルボルン大学)「法と開発の精査 アジア法整備支援とベトナムの裁判所」
- 4 ヘルウィッグ・ロゲマン教授(ドイツのベルリン自由大学)「比較法の課題としての旧東欧社会主義諸国および 西欧諸国における法的伝統・法文化の相違」
- 5 ガボール・ハムザ教授(ハンガリーのエトヴェシュ・ロラーンド大学)「中東欧諸国における民法(私法)法 典化の新動向」

シンポジウムには、フランスのリヨン第3大学のユーグ・フルシロン教授も招へいしていましたが、教授は、 急用のため、来日することができませんでした。



国際シンポジウム「法学における国際協力と比較法学の課題」

国際シンポジウム「法学における国際協力と 比較法学の課題 体制移行国に対する法整備 支援をとおして 」に参加して



法政国際教育協力研究センター教授 高等研究院流動教員

鮎京 正訓

1 シンポジウムの目的は何であったか 今回のシンポジウムは、日本におけ

る法整備支援の実際と理論化の経験をふまえて、法整備 支援論にとって、 法整備、法曹養成、法学教育という 諸課題がもつ意味は何か、 グローバル化、リージョナ リズムの中で「伝統法」、「法の継受」、「法の移植」をめ ぐる議論はどのような新しい意義を有しているか、等に ついて研究し、 全体として、法整備支援が比較法学に 提起するものを明らかにすることを目的として行われた。

諸外国の研究者による諸報告では、考察の対象地域としては、ラテンアメリカ、ロシア、ドイツ、ハンガリー、ブルガリア、クロアチア、イタリア、アフガニスタン、カンボジア、ベトナムなどが事例として取り上げられ、また、考察の対象項目としては、法整備支援、法の調和等について言及がなされた。今回のシンポジウムに参加した欧米等の報告者は、以上のような多彩な地域に関わる法整備支援の実際と理論化に深い関心を寄せていた。

2 シンポジウムで明らかになったこと

シンポジウムにおける論点は多岐に亘り、すべてをここで紹介することは不可能であるが、いくつかの重要な 論点について以下にふれておく。

第1には、アメリカ合衆国のゴールドマン教授がのべるように、アメリカ合衆国による「法と開発運動」の軌跡をふくめ法整備支援の "過去 "から何を学ぶかという点である。この論点は、現在世界的規模で各国援助機関、国際援助機関が展開している法整備支援事業がはたして1960年代、70年代の「法と開発運動」とそれほど性格が異なっていないのではないかというオーストラリアのニコルソン教授の指摘をどのように考えるかという論点ともかかわっている。筆者は、ニコルソン教授の見解とは異なる意見をもってはいるが、しかし、ニコルソン教授がベトナムを事例にあげてのべたように、「政治改革なしに法改革を実現しうるのか」という批判は法整備支援論にとって重要な問題の提起であった。

第2には、イギリスのラウ教授が、彼が従事したアフガニスタンへの法整備支援の実際の経験をふまえてのべた、都市と農村の対立、格差と非公式法の存在に関する指摘、さらには「国際社会を満足させるためだけの法整備であってよいのか」という疑問、また、「人権ではなく

安全」こそがいま求められていることであるという提言は、法整備支援論の核心部分、すなわち、援助する側は、援助される国、地域の実際に深くわけ入って何をなすべきかを判断して行わなければならないという問題を提起していた。

第3に、ドイツのローゲマン教授は、東西ドイツの統一という歴史的な経験をふまえ、社会主義法として存在してきた旧東独の法をどのように考えるのか、そしてドイツにおける法の統合を考える上で、中東欧諸国の法伝統、民主主義の伝統、また憲法裁判所の役割などのファクターにふれ、比較法研究の決定的重要性を指摘した。ハンガリーのハムザ教授は、「法の継受」を私法の領域から比較法的に実証的に行ない、法というものが各国相互に与える影響を論じた。そして法が政治、経済の分野にも大きな影響を与えることを指摘した。この指摘は、さきに紹介したニコルソン教授の「政治改革なくして法改革というものがありうるのか」という論点とも関連してきわめて興味深いものであった。

その他、フロアーからの「討論」においては、 ニコルソン報告にかかわって、「独立した司法」を事実上もたないベトナムにおいて、「アジア的な "司法の独立 "性」というものを構想しうると考えるのか、 法整備支援とそれがもたらす法のインフレ化という観点から、法整備支援の正当性とはいかなるものか、また、アメリカ型の「法の支配」は生き残れるか、 イスラム的紛争処理システムの研究の必要性、 土地をめぐるアジア諸国の現実から環境保護に関する法整備支援をどのように考えるか、など各々に問題意識豊かな論点が提示された。

3 国際化の中の「比較法」ということ

五十嵐清「比較法学と日本の法学」(『現代法』14巻、岩波書店、1966年)は、すでに40年近く前に、主として私法の領域におけるリージョナルな法の統一運動を指摘し、機能主義的比較の可能性をのべ、「統一法」研究の課題を提起していた。そして、1900年パリで万国博覧会が開かれたときに開催された「比較法国際会議」の意義について紹介している。

折りしも、来年 2005年 3 月から 9 月まで、愛知県では「愛・地球博」が開催されることになっている。今回の国際シンポジウムで明らかになった法整備支援と比較法学をめぐる様々な論点にもとづいて、法整備支援の実際から提起された理論と、比較法学という学問研究から構築されてきた理論とを、より一層重ね合わせ、法整備支援学の確立にむけて再び国際シンポジウムを来年名古屋で開催できるとしたら、それは本当に素晴らしいことである。

国際シンポジウム「法学における国際協力と比較法学の課題」

最初に主催団体の一つである日本学術会議(比較法学研究連絡委員会・民事法学研究連絡委員会)を代表して、同会議の副会長である戒能通厚・早稲田大学教授から開会の辞があり、そこでは、とくにEUにおける動向を念頭に置きながら、アジアで法整備支援を行うのは、アジアで平和と人間の尊厳を実現するためであり、その法整備支援にかかわる理論的諸課題を検討することが比較法学の使命の一つであるということが強調されました。



左よりペネロピ・ニコルソン助教授、ヘルウィッグ・ロゲマン 教授、ガボール・ハムザ教授

最初の報告者であるゴールドマン教授は、「法と開発」 運動に携わった自己の経験をも踏まえながら、米国国際 開発庁(USAID)や世界銀行によるラテン・アメリカ諸 国(とくにエルサルバドル)に対するこれまでの法整備 支援を批判的に総括し、そこから支援国は教訓を真摯に 学ぶべきであると強調した上で、今後、法整備支援を進 めていくためには、これまでのような一方的な押しつけ (「直接的な移植」)ではなく、国ごとに問題点を具体的に 明らかにして改革案を検討すべきであるとして、何をす べきかを具体的に提起しました。このゴールドマン報告 は、私たちにとっては、非常に意義のあるものでした。

次の報告者であるラウ助教授は、タリバン政権崩壊後のアフガニスタンに対する法整備支援の自己の経験にもとづきながら、法制度の解体した国での法整備支援の難しさ、例えば、法律をつくっても、それは機能せず、コーラン、慣習等のインフォーマルな規範が実際に社会紛争を処理する基準となっているなどと指摘し、アジア諸国に対する法整備支援は欧米の法制度や国際人権規約等をそのまま「移植」ないしは「模倣」するのではなく、当該国のインフォーマルな規範を重視して行うべきではないかという問題提起をしました。このラウ報告も、私たちの考えているところと共通するものがあり、有意義

なものでした。

3番目の報告者であるニコルソン助教授は、ゴールドマン教授およびラウ助教授の問題提起を支持した上で、ベトナムの司法制度改革に対するこれまでの支援を振り返りながら、社会主義体制を取っているベトナムに対しては、とくに比較法教育の実施、ベトナムのための専門家の共同研究 対話型手法の法整備支援 が重要ではないかと主張しました。若干異論のあるところもありますが、ニコルソン報告の結論には、私たちも賛成です。

午後の報告者の一人であるロゲマン教授は、中東欧諸国で社会主義体制が崩壊し、その中東欧諸国がEUへの統合の過程にある今日、比較法研究およびその方法はますます重要性を帯びることになるとした上で、体制移行国である中東欧諸国の法制度改革等やヨーロッパ法の現状例えば、ヨーロッパ憲法の制定問題)について説明をしました。

最後の報告者であるハムザ教授は、体制移行国である 中東欧諸国の法領域において「伝統への回帰」が見られ るとして、それぞれの体制移行国の社会主義時代前の私 法 (とくに民法)がどこの国の私法の影響を受けていたかを 歴史的かつ比較法的に詳しく説明しました。このハムザ 報告は、今後のこの地域の私法研究の取っかかりを私た ちにあたえてくれた重要なものであったと思います。

報告終了後、午前の報告に対する質疑応答も含めて討議を行い、最後に、もう一つの主催団体である「アジア法整備支援」プロジェクトを代表して、鮎京正訓・名古屋大学教授がシンポジウムの「まとめ」を行いました。ここでは、紙面の関係上、これらについては省略させていただきます(「まとめ」については、本紙掲載の鮎京教授の文章をご参照してください。)



シンポジウムの全景

国際シンポジウム「台湾における法の継受と日本法の影響」

台湾における法の継受と日本法の影響



法政国際教育協力研究センター助教授 宇田川 幸則

去る6月26日、名古屋大学大学院 法学研究科、名古屋大学法政国際教 育協力研究センター(CALE)文部

科学省科学研究費補助金特定領域研究「アジア法整備支援」の主催により、CALE2階のCALEフォーラムにおいて、台湾、韓国、中国および国内の専門家をお招きして、公開シンポジウム『台湾における法の継受と日本法の影響』が開催されました。

法整備支援から見た台湾法研究の意義については、本シンポでご報告いただいた蔡秀卿助教授(東呉大学)が次ページで詳述されていることから、ここでは法学研究全般における意義と位置付けについて、愚見を開陳します。

まず、一義的には、地域研究としての台湾法研究があります。そこでは、台湾法の過去 台湾法制史ないしは中華民国法制史 と現在 硯代台湾法 の研究があります。ちなみに、周知のとおり、台湾は1895~1945年の約半世紀にわたり日本の植民地とされ、その間は台湾植民地法が制定・施行されるとともに、一部の日本法が直接適用されていました。また日本の植民地統治が終了した後は中華民国法が適用されることになりましたが、中華民国法を当また日本法の影響を強く受けているといわれています。台湾では、植民地時代の法そのものばかりでなく、法学教育・法学研究もまた日本のそれの強い影響を受けていたことから、中華民国法の成立過程における日本法の影響の存在とも相まって、戦後も日本法(とりわけ学説)の影響を強く受け続けてきたといわれています。

次に、中国法研究のための台湾法研究が挙げられまし ょう。前述のとおり、中華民国法は現代中国法=中華人 民共和国法の前身であり、1949年の中華人民共和国成立 以降は、台湾においてその命脈を保ち続けてきたといえ ます。また、伝統的慣習的担保物件である典権をはじめ として、中国革命によって中国大陸では葬り去られたと される伝統中国法もまた、台湾法では現役であり続けて います。その意味において、台湾法は中国法そのもので あり、台湾法研究は中国法・中国法制史研究そのもので あるともいえます。また、改革開放以降、とりわけ90年 代以降の社会主義市場経済化に舵をきった中国にとって、 台湾は自らが歩むはずであった道であり、数年後の中国 の姿でもあり、また未来の自身の姿でもあるといえます。 その結果、中国の立法および法学研究は、台湾のそれら の非常に大きな影響下に晒されることとなります。その 意味において、台湾法研究は、中国法のこれからである ともいえ、今後の中国法を見とおす上で、私たちに多く の示唆をあたえてくれます。

このように見てくると、台湾法研究とは地域研究、す

なわちヨコ軸の関係の研究であるとともに、過去と未来をも見とおす歴史研究、すなわちタテ軸の関係の研究でもあり、比較法的見地からしても非常に珍しい研究対象国であり、日本のみならず世界の法学研究に対して、重要なサジェスチョンを与える可能性を有する研究分野です。日本における台湾法研究は、これまで充分であったと決して評価できる状況にありませんが、今年2月に台湾で開催されたCALE主催のシンポジウム「アジア諸国に対する法における国際協力 台湾と日本から 」とともに、今後CALEで積極的に取り組んでいく予定です。

本題に戻り、今回のシンポジウムでは、このような台湾法の経験のうち行政法分野にフォーカスして、19世紀末から20世紀にかけて日本法が台湾法ならびに中国法に対してどのような影響を与えたかについての歴史的分析、日本統治終了後の台湾における動向、80年代以降の台湾法の中国法への影響と日本法の存在、そして現在の台湾における日本法の影響の存在、これらに関する報告とディスカッションが行われました。

当日の報告者・報告テーマとコメンテータは、以下の 方々です(敬称略)

報告者:陳新民(台湾中央研究院社会科学研究所研究院) 「中国大陸における行政法の発展と台湾行政法 学の関連」

王泰升(国立台湾大学教授)

「台湾における法の継受の経験および法整備支援への示唆」

蔡秀卿(淡江大学助教授・現東呉大学助教授)

「台湾における日本行政法の継受 行政指導を 素材として 」

簡玉聰(高雄大学助教授)

「日本法の台湾法への影響(事情判決)」

コメンテータ:王晨(大阪市立大学)、岡克彦(長崎県立 大学)、郝暁鋒(北京大学)、鈴木賢(北海道大学) 徐元宇(ソウル大学名誉教授)、鮎京正訓、市橋克哉、 紙野健二、安田信之、宇田川幸則(名古屋大学)

通訳:林美鳳、金如根(名古屋大学大学院)

ディスカッションでは、とくに台湾同様日本の植民地支配を受けた韓国との比較をめぐり、台湾における日本法の経験に対する評価、植民地支配に対する台湾での評価と韓国でのそれとの違いといった植民地時期そのものの比較、および脱植民地過程における日本法の影響について、活発な議論が展開されました。また、植民地法制と法の継受の問題や、グローバリゼーションや東アジアにおける法統合と法の継受の位置づけ等についても議論が行われました。日本、台湾および韓国の法継受の経験は比較法的にもユニークであり、CALEでは今後とも台湾・韓国との間で共同研究を継続してゆく予定です。

国際シンポジウム「台湾における法の継受と日本法の影響」

もう一つの台湾経験 法の継受

台湾・東呉大学法学院助教授 蔡 秀卿



台湾は、近年、経済発展の奇跡や 政治・社会の近代化の実績が大いに 評価されているが、法学レベルでは、 台湾の法は、百年以上前に、外国法

を受け入れ、自主的な展開が進んでいないため、なかなか比較法の研究対象とはならなかった。しかし、アジア法整備支援との関係で、現在、台湾の過去の独特な歴史的展開から蓄積されてきた、もう一つの台湾の経験 法継受の経験が注目されはじめた。これによって、台湾にとって待望の台湾法シンポジウムの開催が実現されたことを、ありがたく思っている。

ここでは、アジア法整備支援学の理論と実践を意識しながら、今回のシンポジウムの議論を通して、何故今、台湾法であるかも含めて、台湾における法の継受の経験、継受の到達点や課題について感想を述べる。

まず、台湾における法の継受のあり様、特殊性、理論的 到達点と実践の現状について、不十分とはいえ、一応整 理ができたと思う。

台湾における法の継受を語る場合は、少なくとも、約百年前に遡って日本法、中華民国法、中華人民共和国法との関係を語らなければならない。日本法との関係について言えば、植民地時代における近代法原理の継受、近代化以降の近代法・現代法・後現代法のほぼ同時的継受があり、継受の性質や態様などが比較的単純である。これに対して、中華民国法や中華人民共和国法との関係のおいては、長い間論議が続く台湾の法的地位などとの関係があり、例えば、中華民国法制の台湾施行、中華民国法制の台湾法の導入は、法の継受の現象として語れるとしても、その性質が多元多様で、その態様も錯綜複雑な展開を見せている点に、台湾における法の継受の外国法の継受を考えるには、少なくとも日本法と中華民国法とに分けて整理する必要もあろう。

少し敷衍すると、継受の性質について、台湾の中華民国法の継受は、法の継受と言えるならば、一種の強制的かつ包括的継受であるが、台湾の日本法の継受は、強制的継受と自主的継受、包括的継受と部分的継受が異なった時代でそれぞれ存在する。継受の契機については、台湾の中華民国法の継受は、もっぱら政治的要因によるのであるが、日本法の継受は、異なった時代にそれぞれ政治、経済、社会など異なった要因によるもので、それらの背景に注目する必要もあろう。継受の内容から見ても、中華民国法の継受は、法体系全部の継受であるが、日本法の継受は、異なった時代に、法体系全部または法制度、法典、法条文が受け入れられるのであり、多様化・複雑化している。

さらに、今回のシンポジウムの議論から、韓国法との 関係についても示唆を得た。同じく韓国における日本植 民地時代の日本法の継受と比較すると、台湾の場合は、 さらに特徴的なものが何か、そして、中華民国法の韓国 法への影響について、興味深い問題提起もされたが、今 後の比較法研究の課題としても残されよう。

したがって、台湾における法の継受は、その独特な歴史的展開から、法の継受の性質、契機、内容などを多元多様化・複雑化しているため、法継受学の研究対象としては面白いかもしれない。今回のシンポジウムは、少なくとも、アジア法整備支援学の理論的構築に向けて、台湾という独特な事例を取り上げて一定の実証分析ができたと言えよう。

次に、今回のシンポジウムを通して、台湾法の今後の 発展のためにも、アジア法整備支援学の理論的構築のた めにも、気づいた課題も多く残されると思う。

まず、今回のシンポジウムでは、日本法、中華人民共和国法との関係について、行政法に限って鳥瞰してみたが、当然ながら、十分とはいえない。他の法分野、特に性質上比較的受け入れやすい民法、商法といった個別分野ごとに、さらに個別に検討する必要もあろう。

また、法の継受によって、台湾では、少なくとも、近代化以降の時期においては、どのような機能が果たされるか、どのように運用されるかについての実証分析や運用の実態分析は、先行業績の欠如や報告者の力量などもあり、残念ながら、不十分と言わざるをえない。引き続き、継続の検討課題として残されよう。

そして、約百年間の台湾の法の継受に対する総評価について、王泰升教授の整理・評価もなされたが、個別分野における学者の評価を聞く必要もあり、結論が簡単にまとめられないのが現状である。極端的に言えば、中華民国法との関係について、法の継受として認められないと考えられる場合は、台湾における法の継受は、様々なレベルで多様な整理ができることになろう。ただ、少なくとも、ここで、総括できるのは、受け入れた法は、台湾自身の法文化・法意識・法観念に基づき受け入れた「生きている法」なのか、それとも、台湾自身の法文化・法意識・法観念を前提とせず、ただ外国法制度の外観的・形式的移植にすぎない「死んだ法」なのかについてであろう。

さらに、台湾の外国法の継受の隆盛は、台湾の自主的かつ独自の法体系の欠如・不備を物語っているものでもある。そこで、台湾法は、一体何か?その法体系の特色が何かについて、当然ながら問題視される。今回のシンポジウムを通じて、台湾を主体として出発する台湾法体系の構築に向けて、台湾自身の法文化・法意識・法観念に基づく理論構成の意義や必要性を改めて認識する。台湾法の展開にとって最も重要な課題となろう。

最後に、今回のシンポジウムを通して明らかになった 台湾の法の継受の経験と課題は、アジア法整備支援学の 理論や実践論を考える際の素材となれば幸いと思う。

先端研究拠点事業「2世紀の『開発支援と法』研究」

先端研究拠点事業と法整備支援



大学院法学研究科教授 松浦 好治

法政国際教育協力研究センターは、 日本学術振興会が公募した平成 16年 度先端研究拠点事業に応募し、採用

された。研究課題名は『21世紀の「開発支援と法」研究』 (申請代表者、鮎京正訓教授、2年間研究費約3200万円) である。この研究事業は、事業に参加する内外の研究機 関がそれぞれ応分の負担をして、研究のハブとなり、国 際的な研究ネットワークを形成するというもので、学術 振興会は、日本側の活動の経費とネットワーク形成費用 の一部を援助する。

センターと法学研究科は、1990年代からアジアを中心とする法整備支援事業に参画し、多くの研究者が教育、研究、技術支援の分野で活動してきた。長年の活動の結果、ベトナム、カンボジア、ラオス、モンゴル、ウズベキスタンなどの支援対象国の大学や官庁と密接な関係が形成された一方、支援を提供する国々の研究機関や世界銀行のような支援機関とも協力関係が築かれた。今回採用されたプロジェクトは、そのような実績を背景に、支援提供側の研究機関を核として、法整備支援について国際的な研究協力と支援協力の国際的な拠点とネットワークを構築し、共同して法整備支援の研究と支援への積極的な研究協力と支援協力の国際的な拠点とネットワークを構築し、共同して法整備支援の研究と支援への積極的な研究協力と対方ものである。16年度と17年度は、拠点形成の作業を行い、事業継続の申請の上、18年度以降には、本格的な拠点充実と研究の展開を行う計画である。

アジアの法整備支援に積極的に関わってきた国として は、スウェーデン、アメリカ合衆国、フランス、ドイツ があり、オーストラリア、カナダ、イギリス、韓国など も見逃すことはできない。センターと法学研究科は、今 回の国際的な拠点形成事業のパートナーとして、スウェ ーデンのルンド大学法学部、アメリカ合衆国のウィスコ ンシン大学とコーネル大学のロー・スクールを選んだ。 ルンド大学は、国際的なネットワークを活用した支援対 象国に対する法学教育支援に特徴がある。ウィスコンシ ン大学のロー・スクールは、その東アジア法学研究センタ ーを中心に、ロシア、東欧、南米、東南アジア諸国に対 する法整備支援に実績があり、「法と開発運動」のリーダ ーたちが健在である。コーネル大学ロー・スクールの法 情報研究所は、合衆国法典のデータベースの管理や法情 報のシステム開発で定評がある一方、法整備支援の専門 家を擁している。

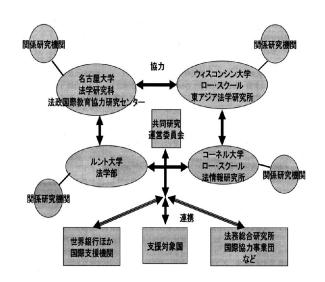
この事業では、これらの大学の研究者と名古屋大学の研究者がそれぞれの専門領域で研究協力と個人的な信頼

関係の構築を行い、専門的な研究成果を法整備支援の現場に生かす形で貢献するという事業展開方針が採用されている。たとえば、法実務教育の専門家は、最先端の専門技能教育のあり方を研究し、その成果を支援対象国で生かし、法令データベース管理の専門家は、国際的な情報共有のための基礎理論を研究し、その成果をプログラムとして提供するというようなことが構想されている。

本年 10月には、従来から科学研究費の特定研究として行われてきたアジア法整備の研究をまとめる一つの機会として国際シンポジウムが名古屋で開催される。この研究シンポジウムには、研究のハブとなる研究機関、世界銀行、支援対象国の関係者、国内の法整備支援の中心的存在である法務総合研究所や JICAからも関係者が参加する。その場で、本格的な共同研究のあり方に関する意見交換が行われる。

このシンポジウムに先立って、すでに名古屋大学の研究者は、ルンド、ウィスコンシン、コーネル各大学の研究者と接触し、具体的な専門的研究の打ち合わせを始めている。その結果、比較法、比較民主主義論、法整備支援論、インターネットを活用した遠隔地教育、法情報の国際的共有、法情報の多言語への翻訳、法と社会研究などの面で共同研究が始まりつつある。

法整備支援研究は、つねに支援の現場との頻繁な接触と意見交換を必要とする。そのため、研究と支援の実務からの情報を統合し、活用するための体制の構築も重要である。この拠点形成事業は、実務と研究を連動させる新しい体制の構想研究もその対象としている。この拠点形成事業は、次の図でその概要をまとめることができる。



モンゴル国における土地法制の諸問題

研究プロジェクト「モンゴル国における 土地法制の諸問題」の活動



大学院国際開発研究科博士後期課程 中村 真咲

名古屋大学法政国際教育協力研究 センター(以下、CALEと略)は、体 制移行期のモンゴル国における法と

社会の問題を研究するために、文部科学省科学研究費補助金(特定領域研究)「アジア法整備支援~体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築~」(名古屋大学法政国際教育協力研究センター)の一環として、「モンゴル国における土地法制の諸問題」という研究プロジェクトを2004年1月より開始した。この研究プロジェクトには法律学者・文化人類学者・歴史学者が参加しており、体制移行期のモンゴル社会における土地法制の機能を様々な角度から明らかにすることを目指している。

モンゴル国は、ソ連に次ぐ世界で2番目の社会主義国だったが、1990年の民主化運動により人民革命党による一党独裁と社会主義経済体制を放棄し、政治的多党制と市場経済の導入による改革を開始した。現在では、選挙による政権交替を2度経験し、民主化直後の経済混乱も落ち着いてきたが、貧富の差の拡大、汚職の蔓延、政治不信、法律不信といった様々な問題を抱えている。2002年には土地法・土地所有法を採択し、遊牧民の国であるモンゴル国で史上初めての土地私有化を開始した。これは、これまで土地私有の概念のなかったモンゴル国民にとっては、初めて経験する土地の私有化であり、牧畜を基幹経済とするモンゴル国にとっては、その遊牧文明を根本的に転換しかねないという問題をはらむ。

そのようなモンゴル国の土地法制を研究するということは、今後のモンゴル国の法と社会の問題を考える上で避けて通れない問題であるが、法律の文面を研究するだけでは十分でなく、都市と地方で現実に起きている土地私有をめぐる紛争の実態や背景も含めて研究していく必要がある。そのためには現地の研究機関との共同研究が不可欠であり、CALEはモンゴル国立大学法学部、モンゴル国立法律センター、モンゴル土地管理局、モンゴル科学アカデミー哲学・社会学・法学研究所との共同研究を今後進めて行く計画である。当プロジェクトでは、これまでに以下のような活動を行った。

<短期調査団の派遣>

共同研究の可能性を探るために、CALEでは2月7日から13日に短期調査団をモンゴル国に派遣した。短期調査団のメンバーは、杉浦一孝(団長、CALEセンター長)加藤久和(名大法学研究科教授)齋藤隆夫(司法書士)中村真咲(事務・連絡担当、名大国際開発研究科博士後期課程)の4名であった。7日間の滞在中に以下の諸機関を訪問し、研究の目的を説明して今後の共同研究のための協力を要請すると共に、土地法施行後の状況について確認した。

研究・教育機関:モンゴル国立大学法学部、モンゴル科学アカデミー哲学・社会学・法学研究所、オトゴンテンゲル大学法学部

政府関係機関:モンゴル国立法律センター、土地管理局、 首都裁判所

国際協力機関・大使館等:世界銀行司法改革プロジェクト事務所、USAID司法改革プロジェクト事務所、GTZ事務所、JICA事務所、日本大使館、モンゴル日本センター

NGO等:ハンス財団、サント・マラル財団

今回訪問した各機関で土地法施行後の状況について確認したところ、以下のような状況が明らかになった。

- 1 土地所有法の施行(2003年5月1日)後に、25,000世 帯が土地私有を申請したこと
- 2.しかし、その申請数は2003年に私有化を予定していた数字の5.1%に過ぎないので、土地税を下げて土地私有の申請を推進していること
- 3.土地法・土地所有法を巡る訴訟はまだ起きていないが、不動産に関する民事訴訟(特に、アパートの賃貸借に関する訴訟)は頻発していること

我々の訪問の時点では土地所有法の施行から9ヶ月を経ていたが、私有申請から土地私有証明書の発行までには3ヶ月かかるため、実質的に土地私有が始まって6ヵ月ほどということもあり、現時点で訴訟などの紛争が起きているわけではない。しかし、土地私有の制度が進むとともに、土地の売買や遺産相続などによって紛争が進生していくであろうことは容易に予想される。また、土地所有法は、都市部の住宅地と商業地、そして農業地を対象としたものであるため、牧地が私有化されるわけではない。しかし、農地と牧地の境界があいまいであるため、将来的に牧地の一部がなし崩し的に私有化されていき、環境破壊を招く可能性も否定できない。



草原の囲い込み競争:ウランバートル市近郊のチンゲルテイ山にて

こうした土地法・土地所有法のはらむ問題を学問的な立場から検証すると共に、共同研究によってモンゴル国の牧民や都市住民の土地私有に対する意識や行動の変化を長期的に観察すれば、モンゴル国の研究者達と問題意識を共有することになり、それはモンゴル国民にとってのより良い土地法制の改正にもつながっていくのではないかと考えている。このような考えのもとに、モンゴル国立大学法学部、国立法律センター、土地管理局、モン

ゴル科学アカデミー哲学・社会学・法学研究所と今後の 共同研究について協議した結果、各機関とも共同研究に 理解を示し、共同研究の方向性として、 首都・地方で 実際に起きている紛争、 法律上の問題、という2つの 方向からの共同研究を行うことで合意した。また、これ らの諸機関では、モンゴル国民の法意識調査を全国規模 で行うことを計画しており、CALEのプロジェクトにもこ の法意識調査に参加してほしいとの要請を受けた。

なお、今回の短期調査の詳細を記した報告書は、文部科学省科学研究費「アジア法整備支援」プロジェクトのホームページにて近日公開予定のため、訪問した各機関での質疑応答などは、そちらをご参照頂きたい。

< モンゴル比較法シンポジウムへの参加 >

2004年5月20日、モンゴル国立法律センターの主催により、国際シンポジウム「モンゴル国における法改革と比較法研究の発展」がモンゴル国政府宮殿にて開催された。これは、新しく設立されたモンゴル国立法律センターの開所式と1924年憲法(モンゴル国最初の憲法)制定80周年を兼ねてのシンポジウムでもあった。シンポジウムでは、モンゴル国・アメリカ・韓国・中国・ドイツ・ロシア・日本の7ヶ国から実務家・研究者20名が報告し、約100名の聴講者が参加した。

報告内容は、主に以下の三つに分けられるものであった。 1 .モンゴル国の法改革の状況

2 .モンゴル国の法改革が直面する課題に対して参考となる外国法の紹介

3 .モンゴル法制史の再検討

日本からの参加者と報告内容は、齋藤隆夫氏(司法書士、名古屋大学法政国際教育協力研究センター国内研究協力員)「日本における土地所有権と制限」、田邊正紀氏(弁護士、JICA法整備支援計画長期専門家)「日本の判例集」および筆者「モンゴル1924年憲法と外国憲法翻訳事業に関する史料」であった。

モンゴル国では1990年の民主化以降、政治的民主化と市場経済化を目指した法改革が進められてきた。民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法をはじめとして、一見すると体系的な法制度が構築されてきたように見える。しかし、「モンゴル国に法律はあってないようなもの」としばしば言われるように、それがモンゴル社会の中で十分に機能しているとは言い難い。その結果、「法律を守ると損をする」という意識が国民の間には強くなり、コネや汚職が一層ひどくなる傾向にある。その理由として、

1 .法律ごとに異なる国の法律をモデルとしたために法律間で矛盾があり、整合性のとれた法制度となっていないこと

2.短期間で起草されたために、法律家や公務員の法律に対する理解が十分ではないこと

3 しばしば政治家が自らの利権のために不合理な内容の 法律を制定し、それを恣意的に運用するため、法律に対 する国民の信頼が極端に低いこと

などが指摘されている。

これに対し、モンゴル国では外国法をモデルにしてや みくもに法律を制定する時期は終わり、法整備の第二の 段階、すなわち外国法の無批判なコピーではなく、モン ゴル社会の実情を踏まえた上での法律改正という段階に 入ったという認識が深まっている。また、法律の起草の みでなく、法学教育や市民への啓蒙活動を改善するため に、そして政治家による法律の恣意的運用を阻止するた めにも、外国の法律や制度を批判的に検討し、それをモ ンゴル国の現状に適した形で取り入れていくという比較 法の手法は有効であろう。上記に述べた今回のシンポジ ウムでの報告内容は、報告者たちのそのような認識を反 映したものに他ならない。議長を務めたB. チミッド博士 の「モンゴル法の発展のためには、外国語を勉強し外国 法を学ぶことは不可欠であるが、それだけでは十分では ない。若い人たちは、同時にモンゴルのことを知る必要 があり、そのためにモンゴルの社会や歴史をもっと勉強 してほしい。そして、モンゴル法から世界に発信できる ものを考えてほしい」というシンポジウムでの結語は、 そのような問題意識を凝縮させたものであり、筆者は強 い感銘を受けた。このシンポジウムは、モンゴル国にお ける比較法の重要性と今後の法整備の方向性を示したも のとして、モンゴル国の法改革にとって重要な意味を持 つだろう。

なお、本シンポジウムの概要と全報告内容は、報告集『モンゴル国における法改革と比較法研究の発展』(モンゴル国立法律センター、2004年、ウランバートル)として2004年9月に出版された(モンゴル語のみ)。本書は、CALEにて閲覧可能である。



モンゴル比較法シンポジウムの会場

当プロジェクトでは、モンゴル国の土地法制に関する理解を深めるために研究会を名古屋大学で定期的に開催している。また、今年9月10・11日にはモンゴル国で土地法制に関する国際シンポジウムを開催し、モンゴル国の研究者・実務家・市民と意見交換をした。このシンポジウムの詳細については、次号のCALEニュースレターにて特集として報告するのでご参照頂きたい。また、これらの活動は、文部科学省科学研究費「アジア法整備支援」プロジェクトのホームページで逐次公開していく予定である。

(http://tla.nomolog.nagoya-u.ac.jp)

ベトナムの法整備支援



在ベトナム日本国大使館公使 香川 孝三

在ベトナム日本国大使館で公使として勤務する者として、また一人のアジア法研究者としても、ベトナム

の法整備支援には大きな関心を寄せています。私が所属していた神戸大学国際協力研究科では2004年10月から、「法整備支援論」の授業が法務省法務総合研究所国際協力部の協力によって開講されることになっています。日本ではじめての授業です。この支援は経済移行期にある国だけでなく、法制度構築に問題のある発展途上国にも支援が始まっています。これは法の移植という面からも興味あるテーマを提供してくれます。

2004年4月18日ハノイに赴任してから5ヶ月しかたっていませんし、直接この法整備支援に携わっているわけではありませんが、関係者からの聞き取りによって感じたことを書き記すことにします。ここでの意見はあくまでも私個人の意見です。

日本側のベトナムへの法整備支援事業は国際協力機構 のおこなうODAとして実施されております。 2004年に作 成された国別援助計画のベトナム編では3本の柱をたて ていますが、その1つである「制度整備」にかかわるの が、この法整備支援事業です。特にベトナム政府と日本 政府との間で「競争力強化のための投資環境整備に関す る日越共同イニシアティブ」が2003年12月に署名され、 現在それに基づき投資環境の改善が図られていますが、 その中では投資に関連する法整備の必要性が述べられて います。日本側の関心は日本企業が投資を円滑に実施で きるための法整備にあるようです。国益重視のODAとし ては当然の帰結でしょう。市場経済化を実現するために、 日本法に近い法律が成立されれば、日本の企業により有 利になるでしょう。しかし、この法整備は日本だけでな く、国連開発計画、国連薬物統制計画、世界銀行、アジ ア開発銀行、スウェーデン、デンマーク、カナダ、オー ストラリア、フランス、アメリカ、EUがドナーとして関 わっています。多くの国々と国際機関が関わっています。 国際機関は別として、法整備に関わる国々がそれぞれの 国益を主張したらどうなるのだろうという疑問が当然生 じてきます。

ベトナム側は法整備の目的として、ベトナム共産党が目標としてかかげる2020年までに工業化および近代化を遂げること、ASEANに完全に統合されること、WTOへの加盟を実現することという3つをあげています。これは国の経済発展のために、社会主義市場経済化の実現をめざし、そのためには法の支配を確立することが不可欠であることを意味しています。

1つの国の法体系は統一されておく必要がありますが、

ドナーとなる国や組織がそれぞれの思惑を持って法整備に関わると、その統一性をそこなう可能性があります。もちろん法律を制定するのはベトナム側であり、そのリーダーシップがあれば、統一性が確保されるでしょう。しかし、ドナー側の法整備に対する方針によっては、自国の法制度を押しつける可能性がないとは言えません。それに1つの法律が他の法律や決定と関連し、両者の調整をはからなければならない場合も当然生じるでしょう。その調整なしに法律の制定や改正はできません。

そこで、ドナー側もなんらかの措置が必要となります。 当然この問題に気づき行動をおこしたのがデンマークと 国連開発計画です。ベトナム政府との間で 1996年 Joint Project Support Officeを設置し、ドナー間の意思疎通を 図るプロジェクトを立ち上げています。この延長上に 2001年にはLegaIN eeds Assessm en tを作り上げ、これ をもとに 2003年 9月に 2010年までの間におこなうベトナ ムの法制度発展戦略 (Legal System Development Strategy LSDS) が策定されています。それによれば、 まず法整備を6分野に整理しています。法制度発展戦略 全体への支援、法律や法案作成支援、司法改革支援、法 執行機関の能力向上支援、法学教育、法律情報の公開支 援の6分野です。それぞれのドナーがどの分野をベトナ ム側のどの組織と共同で作業するかを調整して、マトリ ックスを作っています。そして、それが計画通り実施さ れているかどうかを評価するシステムも作り上げていま す。この調整の中で、日本側が担当する分野も決められ ています。2004年に成立した民事訴訟法、破産法、これ から検討される民法改正、不動産登録法等の立法支援、 法学教育や法曹教育、判決書の標準化と判例集公開支援 が日本の担当とされています。これらの協力分野は他の 国の支援分野と重なっている場合もあり、関係国同志の 情報や意見交換が不可欠であり、そのために定期的に月 1回の会合、電子メールの活用による他のドナーの支援 についての情報入手、他のドナーの主催するセミナーへ の参加によって情報交換がなされています。

これまで日本が協力した法整備の情報だけが日本では 伝えられてきたように思われます。その際、ベトナム側 との調整は伝えられていますが、多くの国々や国際組織 との調整については、あまり伝えられてこなかったよう に思われます。現在は経済に関係する分野に限定して支 援がなされていますが、それはベトナム固有の身分法 (たとえばジェンダーの視点からの相続法改正)にも影響 を与えることも考慮しておかなければならないと思って います。法整備支援がもっとも早く実施されているベトナムでの、関係国と法律間の二重の調整に関する経験を ひろく伝え、他の国での法整備支援に生かす努力が必要 ではないかと思うしだいです。

新ウズベキスタン便り



ウズベキスタン J C A専門家 三重大学人文学部教授

樹神 成

ウズベキスタンは、旧ソ連の諸国 のなかでも穏健改革を選択した国で ある。しかしながら、歴史の女神は、

ウズベキスタン型穏健改革には微笑んでいない。公式の数字によれば、現在、カザフスタンの一人当たり国民所得は、ウズベキスタンのそれを倍近く上回る。国際金融機関主導の経済改革で経済が混乱したとされるキルギス、内戦を経験したタジキスタンも、その首都について旅行者の印象ではタシケントより活気があるという。言うまでもなく、ロシアは、1998年の金融危機によるルーブルの暴落が国内産業保護に働き、またイラク情勢と関連して原油価格が高騰するなかで経済成長を遂げつつある。

こうしたなかで印象論の域を出ていないが、ウズベキスタンが、同じ旧ソ連を構成した国のなかでも特殊な面をもち始めているのではないかと感じている。ここでは、次の例をあげて説明したい。

ウズベキスタンには、「規範的法令(nomativno-pravovy ie akty i)について」の法律(2000年12月14日)がある。この法律によれば、ウズベキスタンにおいて規範的法令とは、憲法、法律、議会の決定、大統領令、大臣会議決定、省、国家委員会その他の行政組織の決定、地方の国家権力機関の決定である(第5条)。この法律は、「大統領令、大臣会議決定、省、国家委員会その他の行政組織の規範的法令、地方国家権力機関の決定」を下位法令とし、憲法、法律および議会の決定と一応は区別している(第6条)。しかし、この法律は、法律を「とくに重要で、安定した社会関係を規制」すると定義し(第8条)(下位法令もふくめ)規範的法令で「国家機関、市民の自治機関、企業、施設、組織、社会団体、公務員、市民の自治機関、企業、施設、組織、社会団体、公務員、市民の義務」を定めることができ、「その侵害に対する責任措置」を定めることができるとしている(第19条3項)。

この法律の内容は、ウズベキスタンには、法律の留保 も法規概念もないことを示している。このことが、この 法律の法的な問題とすれば、政治的な意味は以下の点に ある。すなわち、このような法律が制定されることで、 大統領や大臣会議、省、国家委員会その他の行政組織は、 この法律が定める手続きにしたがえば、規範的法令を出 し続けることができるということである。

ソ連解体後に独立し大統領制を導入した国では大統領令が大きな役割を果たしてきたし、今も大きな役割を果たしていることはよく知られている。ただ、同じように大統領令が大きな役割をもつといっても、その政治的な文脈は異なる可能性がある。ロシアの場合、エリツィン時代の大統領令とプーチンのそれとは、その使われ方や内容においても異なる。また、カザフスタンにおいて大統領令が果たしている役割とウズベキスタンのそれとはちがうのではなかろうか。

ウズベキスタンの場合には、下位法令が規制する法律 関係が非常に広い範囲にわたっていることが特徴である。 ロシアでは法律と判例が大きな意味をもちはじめている 問題について、ウズベキスタンではなお法律が制定され ない場合もある。あるいは、法律が制定されても、当該 制度の重要問題を下位法令が規定していることも稀では ない。例えば、法人の国家登録(登記)についてウズベ キスタンには統一登録簿もないし、法律もない。ウズベ キスタンでは抵当法は存在するが、抵当の重要問題が下 位法令で定められている。中央銀行とその規範的法令の 果たす役割も大きい。

要するに、ウズベキスタンではソ連時代の行政立法の 伝統と、それを法的表現とするところの権力のあり方が 大きな打撃を受けずに存続し、そのことが現代ウズベキ スタン法のあり方に大きな影響を与えている。そうだと して、そうした国で法整備支援を進めることは、何を意 味するのだろうか。ここでは、以下のことを指摘してお きたい。

ひとつには、ウズベキスタン流規範的法令 = 「書かれた法」にこそ、現代ウズベキスタンの法意識が反映しているように思われることである。規範的法令を読むことは、省、国家委員会その他の行政組織の職員の法意識を知ることである。「近代的な法典」と「実際の社会規範」という視点だけでは、法整備支援の視点からはウズベキスタンの法をうまく理解できないように思う。

もうひとつは、行政改革あるいは行政法理論の重要性ということである。行政立法の伝統の存続が権力のあり方に結びついているとしても、法整備支援は、一定の権力のあり方を一応の前提としている。そのような条件のなかで、行政立法の伝統の存続の問題を、省、国家委員会その他の行政組織の権限と役割として考え、行政改革の文脈のなかに位置づけ直すことが必要なように思われる。

ウズベキスタンの民法典のなかには、私的自治よりも、 事前規制を重視した規定もあり、その意味で、公私がすっきり分離していない。その点でも、民事の関連の法整備 支援と行政改革なり行政法理論に関連するそれとを表裏 一体で進める必要がある。市場経済化を目標に民事法を中心に法整備支援を進める場合であっても、民事法の知識 だけではウズベキスタンの法整備支援はうまくいかない。

最後に、こうした行政立法の伝統を変え、行政改革と 私的自治への方向にだれが一番問題意識をもっているか を知っておくことも必要となろう。経験の範囲では、少 数の者をのぞいて研究者とは問題の所在を共有できない ように思う。ウズベキスタンの司法省は、中小企業振興 の役割を負わされ、行政改革でも大きな役割を果たすと いう特殊な司法省であり、司法省に規範的法令が登録さ れることから行政立法の問題を熟知している可能性も高 い。そのことからすれば、司法省とはここで書いた問題 を共有できるかもしれない。

モンゴル便り(5)

慣習法の理想化

大学院国際開発研究科博士後期課程 中村 真咲

モンゴル国では、民主化後に多くの私立大学が設立されました。その中には、「イフ・ザサッグ大学」や「ハルハ・ジョラム大学」といった慣習法の名前を持つ大学があります。イフ・ザサッグとは、チンギス・ハーンの時代に制定された法典であり、ハルハ・ジョラム(「ハルハ・ジョラム」とは現代モンゴル語の発音であり、歴史用語としては「ハルハ・ジローム」と言う)とは清朝期モンゴルの活仏(当時のモンゴルにおけるチベット仏教の最高位の僧)直轄領で用いられた法典の名前です。慣習法の名前を持つ大学とは、いささか奇妙な感じがしますが、そこにモンゴル国における慣習法の評価に対する変化を見ることができるように思います。

モンゴル人が「慣習法」を意識したのは、20世紀初頭 です。帝政ロシアは土地法を制定し、シベリアのモンゴ ル系遊牧民ブリヤート族から土地を奪い、ロシア農民に 分け与えました。帝政ロシアの制定した法律とブリヤー ト族の法慣習が衝突する中で、ロシアで教育を受けたブ リヤート族の知識人たちは危機感を持ち、どのようにす ればブリヤート族は生き残れるのか、そのためにはどの ような法律が必要かと考え始めました。彼らは、ロシア やヨーロッパの法律を研究する中で、自らの法を「慣習 法」として再発見し、その改革のために研究を開始した のです。その代表的知識人がTsジャムツァラーノです。 彼は、ブリヤート民族委員会の議長としてブリヤート族 の生き残りを摸索する一方で、自治モンゴル政府(現在 のモンゴル国)でも政府顧問としてモンゴルの近代化に 貢献しました。彼は、ハルハ・ジロームの研究、世界の 議会制度や憲法制度の紹介、世界史の教材の翻訳、小学 校設立の建白、典籍委員会(現在のモンゴル科学アカデ ミー)の設立などを行ったことで知られていますが、そ れらの仕事を見ると彼の危機感の強さを感じます。ジャ ムツァラーノに代表される知識人たちが、モンゴル社会 の近代化のために必要な知識や制度を研究し、取り入れ ようとしていたことが当時の史料から分かります。モン ゴルでの慣習法の研究がそのような意図を持って開始さ れたことは、モンゴル法制史を考える上で重要であると 思います。ジャムツァラーノは、1921年のモンゴル革命 とその後の建国期にも重要な役割を果たしましたが、そ の際にコミンテルンによるソ連法の強制的移植に反対し たことは、それまでの彼の思想と活動から考えれば当然 であったと言えるかもしれません。 1928年以降、モンゴ ルに対するコミンテルンの介入が強化される中で、ジャ ムツァラーノは粛清されて、彼の名前と業績は社会主義 時代のモンゴルの歴史からは消されてしまいました。

スターリン批判後にモンゴルでもイデオロギー統制が緩められ、モンゴル独自の文脈で社会主義を再解釈しようとする動きが現れますが、このような時期にモンゴル最初の法学部であるモンゴル国立大学法学部が設立されたことは、おそらく偶然ではありません(1960年に法律コースとして設立され、後に学部に改組された)。モンゴ

ル国立大学法学部の設立と時を同じくして、初代法学部 長のジャランアージャブ教授がハルハ・ジロームをモン ゴル法の起源として評価する論文を発表し、またジャム ツァラーノの遺作『ハルハ・ジローム』が彼の逮捕から 20年あまりを経て刊行されましたが、それらはモンゴル における社会主義法と法慣習の関係を見直そうとする試 みであったと言えるかもしれません。しかし、ハンガリ ーやチェコスロバキアと同様に、モンゴルでも 1962年の 「チンギス・ハーン生誕800年祭事件」で多くの政治家・ 学者が失脚し、モンゴルにおける社会主義の再解釈の試 みは挫折します。それは、モンゴル人自身の手によって 社会主義法と法慣習の関係を実態に即して再構築しよう とする機会が再び奪われたことを意味します。これ以後、 慣習法や革命前の訴訟についての研究は、階級闘争の枠 組みの中での研究を余儀なくされます。この時期の慣習 法や牧民訴訟の研究を見ると、引用された史料が恣意的 であり、都合の悪い個所は削除されているなど、社会主 義体制を正当化するための研究という側面が強く、研究 というよりはイデオロギーという印象を受けます。



モンゴル国立大学 法学部

民主化後、歴史の見直しが進められる中で、それまで 否定的に評価されてきた慣習法が再評価されるようにな り、冒頭で書いたように大学名にすらなりました。しか し、ここで注意しなければならないのは、民主化後の急 激な市場経済化のために現行の法体制を改正することが 緊急の課題となりながらも、慣習法の研究や法慣習の実 態調査が十分に行われてこなかったということです。い わば、慣習法の再評価とは実態を伴うものではなく、民 族文化復興の中で慣習法を理想化する形となったという ことです。その意味では、現在の理想化としての慣習法 再評価も、またイデオロギー的な側面を否定できません。 つまり、社会主義時代のイデオロギーとしての慣習法研 究と現在の慣習法理想化は、表裏の関係にあると言って も良いでしょう。その背景には、社会主義時代に規範と しての法を強制され、実態としての法を研究することを 禁じられてきたことが、今でもモンゴル人の思考方法に 残っているためではないか、と私には思えます。モンゴ ル人の法律に対する不信感の強さも、実はそこに原因の 一つがあるのかもしれません。学問研究におけるイデオ ロギー的制約がなくなった今こそ、地道な慣習法研究や 法慣習の実態調査に取り組み、その成果を現行の法制度 改革に還元することが可能であり、それが規範としての 法という思考を克服し、法律に対する信頼を確立するこ とにもつながるのではないでしょうか。

人権法分野の法整備支援 ストラスブール国際・ 比較人権スタディ・セッションに参加して



日本学術振興会特別研究員 島田 弦

フランス・ストラスブールにおいて7月の4週間にわたり行われた国際・比較人権スタディ・セッション

に参加する機会を得た。

フランス東部にあるストラスブールはドイツ国境まで 徒歩でも30分弱の距離にあり、幾度もの独仏間の戦争に より、たびたびドイツ領となってきた歴史をもつ都市で ある。現在は、ライン川をはさむドイツ側の町ケールと の間に「ヨーロッパ橋」が架けられているが、そこには 検問所はおろか、国境を示すいかなる線も引かれていな い。ただケール市に入ることを示す道路標識がドイツ語 で書かれ、小さくドイツ連邦共和国と添え書きされてい ることから越境を知ることができる。この平凡な橋であ るヨーロッパ橋の上に立つと、度重なる大戦争の原因となってきた両国が、将来再び敵対することはおよそ想像で きず、平和における信頼醸成と交流の重要さを実感した。

ストラスブールは不便なところである。超特急 TGVはなくパリから 4 時間もかかり、またドイツ大都市からの直行列車もない。にもかかわらず、欧州議会・欧州人権裁判所がこの町にあるというメッセージはこのように明白である。



ストラスブールにある国際人権研究所

の施設で行われるものである。カリキュラムは、入門科目として国際人権保障の歴史と国際人権保障技術、基本科目としてとして国連システム、欧州システム、米州システム、アフリカシステム、アジアの国際人権保障、国際人道法、国際刑事法、難民の国際的保護の各講義が組まれている。また年ごとの特別テーマとして今年は「国際法における情報の自由」が選ばれ、情報の自由と他者の権利保護、情報アクセス権、インターネットと情報の自由、戦時におけるジャーナリストの情報の自由、情報の自由と事前検閲、情報源の秘匿、文字・テレビ情報流通の自由、情報の自由とジャーナリストの刑事責任の各講義が行われた。

入門科目は英仏、基本科目は英仏西アラビアの各言語で行われ、また特別テーマ科目は英仏語いずれかで行われる。このため、参加者には英仏語いずれかの習熟と、

他方の理解能力が求められているが、実際には両方を解する参加者は多くなく、英語のみ理解3分の1、仏語のみ理解3分の1、両方理解3分の1程度という印象であった。

参加者の所属は、大学教員や大学院生が多かったが、発展途上国からの参加者のほとんどは政府・民間組織の援助を得て参加しており、彼らにはNGO職員、司法関係を含む公務員などが多かった。人権法分野における法整備支援形態のひとつであろう。また、イランからのクルド人学生など少数者集団、スーダンなどの紛争地域からの参加もあった。アメリカのいくつかの大学院は、このセッションへの参加を卒業単位として認定していた。

参加者は世界各地から全体で400人程度だが、東欧、アフリカからの参加者が目立つほか、スペイン、アメリカからも多く参加していた。東アジアからの出席者は少なく、韓国から5名参加していたが、日本からは名大の2名のみ、後はフィリピンから1名だけであった。ドイツ語圏からの参加者は少なく、北欧からの参加者もなかった。研究所関係者によると、セッションの始まった36年前にはスペイン等からの参加者が目立ったが、今は東欧・アフリカに中心が移っているといい、人権・民主化の政治課題としての変遷が見て取れる。

授業の内容は、国際的人権保障の制度的側面に重点をおいている。したがって、国連・欧州・米州の各システムにおける人権侵害に関する通報・申立の受理可能性・管轄権などの手続問題、規定解釈、履行手段について詳細な解説がなされた。とりわけ、米州システムを中心に他システムとの比較を縦横に展開した英語による講義は印象的であった。他方、講師によるのかも知れないが英語によるアフリカシステムに関する講義が抽象的な条文解説にとどまったのは、アフリカシステムがなお困難を抱えていることを反映していた。

以上がスタディ・セッションの概要である。その内容は、知識としては適切な教科書を数冊読めば事足りるという側面もあるが、他方講義から各制度を横断的に関連づけ、また世界各国からの参加者からのおよそ考えつかなかった意見を交換し合うことは貴重な、また法分野での国際協力に示唆の多い経験であった。

新連載 リレー討論:理論のひろば(1)

発展途上社会の比較分析 FW.RiggsのPrism 社会理論を中心に



ソウル大学校名誉教授 徐 元宇

体制移行国家を含む発展途上国家 の法ならびに行政の特色を理解する ためには、西欧の法ならびに行政の

発展または変化途上にある社会における変化の重要指 標の一つとして(価値、機能等の)分化の段階を掲げる ことできるが、この場合、社会における分化の過程 (differentiating process) や分化の程度 (differentiating degree)にしたがって「分化された社会」「分化以前の融 合社会」そして両者の中間段階を想定することができる。 Riggsによれば、以上のような3つの類型の社会を太陽光 線の屈折度によって描写している。すなわち、完全に融 合された無色状態である太陽光線が水面に屈折され、プ リズム状態を経て明確な色彩の虹へと分化される現象で もって例えている。3つの社会類型の中で、特に中間的 段階というのはプリズムの中で光線の分化が始まっては いるが、それが不完全なまま残っている状況であり、一 部は分化され、他の一部は融合されたまま、すなわち分 化されたものと融合されたものが混在している状況、も しくは段階を"プリズム的"であると描写するのである。 そして、このような"プリズム的"概念は如何に両極端 における状況を研究するために考案された従来の理論モ デルが中間的状況を研究するに当たって適当でないかを 知らせるとともに、専門化された構造を前提とした社会 科学や人類学等における融合構造的な研究法も所謂"プ リズム的"社会に関する研究としては不適切であること を免れ難いというのである。

プリズム的社会の一般的特徴として、Riggsは、異質混

合性 (heterogeneity)、重畳性 (overlapping)、形式主 義 (formalism)について論じた後、プリズム的社会はいろ いろな生態的要因によって複雑に影響を受けているため、 例えば法文化体制の研究においても、それらとの関連で 生態的要因に関する考察が不可欠であるとしながら、 Riggsはプリズム的社会における行政体制である Salaモデ ルに関する検討に先立ち、当時盛んであった所謂構造機 能論的理論に基づいて Sa laモデルの特徴に影響を及ぼす 生態的要因ないし環境として、経済的生態・社会的生 態・コミュニケーション生態・象徴形成 (sym bo lizing) 生態、および政治的生態について詳しく考察している。 より具体的には、経済的生態としてはバザーや酒保のよ うな非市場的・経済外的な取引双方の身分的特殊性が支 配する取引の不定価性 (price-indeterminacy) が直 接・間接的に他のすべての Subsystem に影響を及ぼして いると言うのである。社会的生態としては、富・教育・ 権力等の社会的価値が万華鏡的階層(kale idoscope stratification) を成しており、価値の膠着 (agg lutination) ないし凝集性 (agg lom eration)について興味あ る考察を行っている。そして、社会的構造として多分派 性(poly-communalism) 朋党性(clects) 社会的集団 ないし組織を説明するモデルとしては従来の二元的比較 理論を批判しつつ、その中間的折衷モデルとして取得主義 (attainment) 選別主義 (selectivism) 多機能主義 (poly

fuctionalism)について、また、プリズム的象徴のモデルとしては多規範性(poly-nomatism)ないし無規範性(norm lessness)を論じ、次いで正常的な input-conversion-outpu 原理が確保されないまま迂回と閉鎖的転換(detours and blocked throughputs)が現れる現象に言及している。最後にプリズム的権力構造については権力の比重(weight)、領域(domain)、範囲(scope)の概念を区別すべきであるとしながら、いわゆる権限(authority)と統制力(control)の不合致性(incongruence)、プリズム的法律規定と実際間の乖離を意味する表裏不同性(double-talk)権力構造の両焦点性(bifocalpower structure)がすべてのプリズム的下部システムに相互に影響を及ぼし、いわゆる依存症候群(the dependency syndrome)という独特な現象を現すというのである。

以上が1964年の『発展途上国家における行政 プリズム的社会の理論』(Administration in Developing Countries-The Theory of Prismatic Society, Houghton Mifflin Co., Boston, 1964)という著書によるプリズム的社会に関する理論の概要であるが、Riggsのこの著書は当時大きな反響を呼び起こし、特に発展途上社会とその行政制度研究においては一時、標準的な研究文献として高

く評価され、韓国とポルトガル語の翻訳本が70年代にすでに刊行されている。しかし反面、あまりにも見慣れない用語を使い、その考察対象の広範性等のため、彼に対する批判も少なくなく、特に、その理論が過度社会の静態的ないし宿命論的分析にあまりにも重点をおき過ぎ、絶え間なき過度社会の動態的変化面についての考察とともに、プリズム的要因から脱出しようとする変革的試図や方案についての分析が欠けているといった指摘がなされたのを受けて、1973年"Prismatic Society Revisited"という比較的短い論文を発表し、特に融合的社会・プリズム的社会・分化的社会が単線的(unilinear fash ion)に変化するものと想定し、発展途上社会や転移社会が必然的により分化した現代社会の方向へと発展していくという結論に至ったことをまともに反省している。

以上のようないろいろな問題点があるにも拘らず、われわれが属している発展途上にあるアジア社会の構造的・機能的特性を理解するに当たり、Riggsの理論モデルにはそれなりのメリットがあるとして、これからの課題は特定社会におけるプリズム的特性と関連した普遍性と特殊性に関する緻密な実証的研究に心がけるべきではないだろうか。

CALEを旅立つにあたって



1998年アジア太平洋地域研究プロジェクトがきっかけで法学部国際交流センターでお世話になり始めて以来、過ぎてみ

武藤 あや

るとあっという間の6年でした。

法政国際教育協力研究センター(CALE)で勤務を始めてからは、シンポジウム・講演会、法整備支援研修の事務サポートを主に行って参りました。日々の追われるような勤務の中で、多くを学び、経験し、そして何より学内、国内外の他大学、諸機関など広くにわたり、多くの素晴らしい方々との"出会い"がありました。CALEに勤務することで、これだけ多くの方々と交流をもち、学ぶことができたのは私にとってかけがえのない財産です。業務上においては、至らないことが多く、ご迷惑をおかけしたこともありましたが、CALEスタッフの方々に支えていただき、お仕事をすることができたことを私は心より嬉しく思っています。

今後は、新たな一歩を踏み出すことに不安もありますが、自分の決断を信じ、前に進んでいきたいと思っております。皆様には本当にお世話になりました。そして今までありがとうございました。心よりお礼を申し上げますとともに、皆様のご活躍をお祈りいたします。またいつか、お目にかかれることを楽しみにしています。

国際シンポジウム **開発における法の役割** - 法と開発 : その理論と展望 -

The Role of Law in Development -Past, Present and Future



今 担

KKRホテル名古屋3階

(美蓉の間)

地下象/管育線「丸の内」駅「番出口を北へ後参6分名域線「市後所」駅の番出口を高へ後参6分



報告者

* 国:David Trubek(ウィスコンシン州立大学) 日 本: 森弘 昭夫(名古屋大学名警教授) * 国:Cidff Thompson(ウィスコンシン州立大学) スウェーデン:Lars-Goran Maimberg(ルンド大学) * 国:Thomase Bruce(コーネル大学) * 国:Charles triah(ウィスコンシン州立大学) 第 国:Charles triah(ウィスコンシン州立大学) ※ 国:Charles triah(ウィスコンシン州立大学) ※ シッポウムなで沙海百首は、日本社と英語でド(四中値数をか)。

連絡先: 国際シンボジウム事務局(名古屋大学法数国際教育協力研究センター〈CALE〉内) TEL(052)789-4263または(052)789-2325 FAX.(052)789-4902 E-mail: cale@nomolog.nagoya-u.ac.jp

■重整 つら子利益を立て場所が成場を乗り、10 日本の (制定支援となり 所名) プレジェント、とのサイチをドナボが大規則と取りませば、アンア・活動制度性 プレジェント、 名古医大学大学院大学学院、2014、名古老大学法教部原教育部方所ではシャ・ウィスコンシント位大学ロー・スラール ウィスコンシン州立大学ロー・スクール相関東アジア活研究センター、コーネル大学ロー・スクール発置法情報研究所、スウェーデン・ルンド大学法学部

編集後記

名古屋では特別に暑かった夏が過ぎ、ようやく秋らしくなってきました。

この夏、CALEの法整備支援事業の分野では、ハンガリーにおける国際シンポジウム「ロシア・中東欧・アジアにおける憲法裁判所と新しい民主主義」、モンゴルにおける国際シンポジウム「モンゴル国における土地法制の諸問題」、ウズベキスタンにおける国際シンポジウム「司法改革と国民参加」の開催、また、欧米における法整備支援研究ネットワーク形成のためのウィスコンシン大学、ルンド大学、フライブルグ大学との学術交流など多彩な活動が展開されました。「日本語による日本法教育のためのセンター」設立にむけての活発な取り組みもウズベキスタン、ベトナム、モンゴルなどで進展しました。

今号から御覧のように、「ベトナム便り」「新ウズベキスタン便り」「リレー討論:理論のひろば」など多くの新連載がはじまりました。ちなみに、ウズベキスタンへのJICA専門家である樹神教授による「新ウズベキスタン便り」は、ウズベキスタンへの初代のJICA法整備支援専門家であった市橋教授の「ウズベキスタン便り」に続くものです。

CALE創立以来、事務の分野で活躍して下さった武藤 あやさんが退職されました。これまでの御苦労に衷心よ り感謝申し上げますとともに、武藤さんの新しい旅だち (アメリカ合衆国に行かれます)が順調でありますことを 願っています。 (鮎京正訓)